

京都大学附属図書館学外者利用内規

(昭和62年3月24日附属図書館長裁定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学附属図書館（以下「本館」という。）を一般市民等学外者の利用に供するため、京都大学附属図書館利用規程（平成24年9月25日附属図書館長制定。以下「規程」という。）第3条第4号、第4条、第24条及び第28条に基づき、その利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者の範囲)

第2条 この内規にいう学外者の範囲は、規程第3条第1号から第3号に定める者以外の者で学術にかかわる学習又は研究・調査を目的とする者（以下「学外利用者」という。）をいう。

第3条 学外利用者は、本学における教育及び学術研究に支障のない範囲内で、本館の利用ができる。

(利用対象資料の範囲)

第4条 学外利用者が利用できる資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 規程第2条に定める本館が所蔵する図書館資料のうち、大学図書館特有の資料（以下「利用資料」という。）
- (2) 本学の他の部局（以下「部局」という。）が所蔵する蔵書のうち、提供を委託された資料

(サービスの範囲)

第5条 学外利用者は、利用資料を館内で閲覧することができる。

- 2 学外利用者は、京都大学文献複写規程（昭和42年5月15日総長裁定制定）に従って、文献複写のサービスを受けることができる。
- 3 学外利用者は、学術にかかわるレファレンスサービスを受けることができる。
- 4 学外利用者は、公立図書館等の機関を通じて、規程第24条に基づき、利用資料の貸出サービスを受けることができる。

(サービスの期間及び時間)

第6条 学外利用者が利用できる時間は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から閉館時刻まで
- (2) 京都大学附属図書館本館利用内規第2条第1項第2号に定める日 午前10時から閉館時刻まで

(入館手続き)

第7条 学外利用者は、入館に際し、別に定める手続きにより、館長の許可を受けるものとする。

- 2 学術研究のため、特に継続的な利用を希望する場合は、所定の手続きにより、館長の許可を得て、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けることができる。
- 3 前項に定める利用証を所持する者は、第1項の規定にかかわらず、利用証を提示することにより、入館できる。

(指示遵守)

第8条 学外利用者は、本館の掛員の指示に従わなければならない。

(弁償責任)

第9条 学外利用者は、利用資料を紛失あるいは汚損した時又は機器その他の設備をき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項による紛失、汚損又はき損した者には弁償を求めることができる。

3 前項による弁償は、同一のものを原則とする。

(利用の禁止)

第10条 館長は、この内規に違反した学外利用者に対して、本館の利用を禁止することができる。

(その他規程の準用)

第11条 この内規に定める利用上の事項のその他のことについては、規程及び細則等を準用する。

(部局との関係)

第12条 本館は、部局が所蔵する資料若しくは提供するサービスの利用について、学外利用者にあつ旋することができる。

2 前項の利用については、部局で定めるところに従うものとする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この内規は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 5年 5月 11日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和7年6月27日から施行する。